

公立大学法人福山市立大学の業務実績の評価の実施に係る基本方針

2021年（令和3年）12月16日

福山市公立大学法人評価委員会決定

2024年（令和6年）7月12日

一部改正

この基本方針は、福山市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人福山市立大学（以下「法人」という。）の業務実績を評価する際の基本的事項を定める。

1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向けた中期計画の進捗状況を確認する観点から行う。
- (2) 法人の特色ある取組や工夫を積極的に評価する。
- (3) 評価委員会が行う評価を通じて、法人の業務運営の改善や質的向上に資するとともに、次期中期目標・中期計画の検討に資する評価とする。
- (4) 評価委員会は、評価に際し、過年度の評価結果等に対する法人の業務運営への活用・反映状況等を確認するものとする。
- (5) 評価に関する作業が法人にとって過度な負担とならないよう配慮する。

2 評価の種別

評価委員会が行う業務実績の評価は以下の2つの種別とし、法人が評価委員会に提出する業務実績報告書をもとに実施する。具体的な評価の方法は、別に定める。

(1) 中期目標期間の業務実績に係る事前評価

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の2第1項第1号の規定に基づき、中期目標期間の4年経過時における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績を考慮して、中期目標の期間における業務の実績について総合的な評定を付して行う評価

(2) 中期目標期間の業務実績評価

法第78条の2第1項第2号の規定に基づき、中期目標の期間における業務の実績についての調査及び分析を行い、中期目標の達成状況について総合的な評定を付して行う評価

3 評価結果の通知等

- (1) 評価委員会は、評価結果を遅滞なく法人に通知する。また、必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。

(2) 評価委員会は、評価結果の内容を市長に報告するとともに、公表する。

4 その他

この方針は、必要に応じて、評価委員会での協議を経て見直すことができるものとする。